

令和4年

第1回市議会定例会 議案第28号

職員の分限に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，休職」を「，職員の意に反する休職および降給」に，「および休職の」を「，休職および降給の基準，」に改める。

第1条の2の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第1条の3 降給の種類は，降格（職員の意に反して，当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条および第7条第3項において同じ。）および降号（職員の意に反して，当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第1条の5および第7条第4項において同じ。）とする。

（降格の事由）

第1条の4 任命権者は，職員が降任された場合のほか，次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において，必要があると認めるときは，当該職員を降格するものとする。この場合において，第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは，任命権者が，勤務成績，勤務年数その他の事実に基づき，公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した

能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下このアおよび第7条第1項第2号において同じ。) または業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下このアにおいて同じ。)の総合評語(当該能力評価または当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。)であつて任命権者が定めるところにより最終評価として決定されたものが最下位の段階である場合(次条および第2条第1項第1号において「定期評価の総合評語が最下位の段階である場合」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(アおよびイに掲げる場合を除く。))。

(2) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第1条の5 任命権者は、職員の定期評価の総合評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の市長が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない

状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第2条の見出しを「（降任，免職，休職および降給の基準および手続）」に改め，同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 当該職員の定期評価の総合評語が最下位の段階である場合
第2条第5項中「又は休職」を「，休職および降給」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（受診命令に従う義務）

第5条の2 職員は，第1条の4第1号イまたは第2条第2項もしくは第4項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には，これに従わなければならない。

第7条第1項第2号中「ある場合」の後ろに「（第3項第1号アおよび第4項において「特別評価の総合評語が下位の段階である場合」という。）」を加え，同条に次の2項を加える。

3 任命権者は，第1項の職員が降任された場合のほか，次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において，必要があると認めるときは，いつでも当該職員を降格することができる。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（第1項の職員が降任された場合を除く。）

ア 第1項の職員の特別評価の総合評語が下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であつて，当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため，職務の遂行に支障があり，またはこれに堪えないことが明らかである場合

ウ アまたはイに掲げる場合のほか，客観的事実に基づいてその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 第1条の4第2号に掲げる事由

4 任命権者は，第1項の職員の特別評価の総合評語が下位の段階であ

る場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり，かつ，その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて，必要があると認めるときは，いつでも当該職員を降号することができる。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の降給に関し必要な事項を定めるため